

平成 22 年 4 月 12 日付け基監発 0412 第 1 号「業務上疾病にかかった労働者の離職時の標準報酬月額等が明らかである場合の平均賃金の算定について」新旧対照表

改正後	現 行
<p>労働者が業務上疾病の診断確定日に、既にその疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職しており、賃金台帳等使用者による支払賃金額の記録が確認できない事案において、標準報酬月額や賃金日額等が明らかである場合について、昭和 50 年 9 月 23 日付け基発第 556 号「離職後診断によって疾病の発生が確定した労働者に係る平均賃金の算定について」の取扱いは、下記のとおりであるので、了知されたい。</p> <p>また、労働者等が、下記に該当する資料を複数提出しており、いずれの資料を基に算定を行うべきか疑義が生じた場合は、当課<u>法規係</u>あて照会されたい。</p>	<p>労働者が業務上疾病の診断確定日に、既にその疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職しており、賃金台帳等使用者による支払賃金額の記録が確認できない事案において、標準報酬月額や賃金日額等が明らかである場合について、昭和 50 年 9 月 23 日付け基発第 556 号「離職後診断によって疾病の発生が確定した労働者に係る平均賃金の算定について」の取扱いは、下記のとおりであるので、了知されたい。</p> <p>なお、労働者が、下記に該当する資料を複数提出しており、いずれの資料を基に算定を行うべきか疑義が生じた場合は、当課<u>企画・法規係</u>あて照会されたい。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 標準報酬月額について</p> <p><u>平均賃金の算定の対象となる労働者等</u>（以下「算定対象労働者等」という。）が、賃金額を証明する資料として、任意に、厚生年金保険又は健康保険の標準報酬月額が明らかになる資料を提出しており、当該資料から、労働者が業務上疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日（賃金の締切日がある場合は直前の賃金締切日をいう。）以前 3 か月間（以下「離職した日以前 3 か月間」という。）の標準報酬月額</p>	<p>1 標準報酬月額について</p> <p><u>申請者が</u>、賃金額を証明する資料として、任意に、厚生年金保険等の被保険者記録照会回答票又はねんきん定期便を提出しており、当該資料から、労働者が業務上疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日（賃金の締切日がある場合は直前の賃金締切日をいう。）以前 3 か月間（以下「離職した日以前 3 か月間」という。）の標準報酬月額が明らかである場合は、当該標準報酬月額を基礎として、平均賃金を</p>

改正後	現 行
<p>が明らかである場合は、当該標準報酬月額を基礎として、平均賃金を算定して差し支えないこと。</p> <p><u>なお、関係資料から労働者の標準報酬月額等が明らかな場合であっても、当該資料から、労働者の支払賃金額もまた明らかとなる場合には、支払賃金額を基礎として平均賃金を算定すべきであることに留意すること。</u></p> <p>2 賃金日額等について</p> <p>(1) <u>算定対象労働者等</u>が、賃金額を証明する資料として、任意に、労働者が業務上疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した際（以下「離職時」という。）の雇用保険受給資格者証を提出しており、当該資料から賃金日額が明らかである場合は、当該賃金日額を基礎として、平均賃金を算定して差し支えないこと。</p> <p>(2) <u>算定対象労働者等</u>が、賃金額を証明する資料として、任意に、離職時の雇用保険受給資格者証を提出しており、当該資料から、基本手当日額のみが明らかである場合は、当該基本手当日額の算定時の基本手当日額表における、当該基本手当日額が該当する等級に属する賃金日額の間中値（当該等級に属する賃金日額が一定額未満又は一定額以上とされている場合には当該一定額）を基礎として、平均賃金を算定して差し支えないこと。</p> <p>(3) <u>算定対象労働者等</u>が、賃金額を証明する資料として、任意に、離職時の失業保険受給資格者証を提出しており、当該資</p>	<p>算定して差し支えないこと。</p> <p>2 賃金日額等について</p> <p>(1) <u>申請者</u>が、賃金額を証明する資料として、任意に、労働者が業務上疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した際（以下「離職時」という。）の雇用保険受給資格者証を提出しており、当該資料から賃金日額が明らかである場合は、当該賃金日額を基礎として、平均賃金を算定して差し支えないこと。</p> <p>(2) <u>申請者</u>が、賃金額を証明する資料として、任意に、離職時の雇用保険受給資格者証を提出しており、当該資料から、基本手当日額のみが明らかである場合は、当該基本手当日額の算定時の基本手当日額表における、当該基本手当日額が該当する等級に属する賃金日額の間中値（当該等級に属する賃金日額が一定額未満又は一定額以上とされている場合には当該一定額）を基礎として、平均賃金を算定して差し支えないこと。</p> <p>(3) <u>申請者</u>が、賃金額を証明する資料として、任意に、離職時の失業保険受給資格者証を提出しており、当該資料から、失</p>

改正後	現 行
<p>料から、失業保険金日額が明らかである場合には、(2)に準じた方法で、平均賃金を算定して差し支えないこと。</p>	<p>業保険金日額が明らかである場合には、(2)に準じた方法で、平均賃金を算定して差し支えないこと。</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 賃金台帳等の一部が存在している場合について 離職した日以前3か月間の一部についてのみ賃金台帳等使用者による支払賃金額の記録が存在している場合で、同時に、<u>算定対象労働者等</u>が賃金額を証明する資料として、上記に該当する資料を任意に提出したことにより、当該労働者の標準報酬月額又は賃金日額が明らかである場合には、賃金額が賃金台帳等によっては確認できない期間について、当該標準報酬月額又は賃金日額を基礎として賃金額を算定した上で、平均賃金を算定して差し支えないこと。</p>	<p>4 賃金台帳等の一部が存在している場合について 離職した日以前3か月間の一部についてのみ賃金台帳等使用者による支払賃金額の記録が存在している場合で、同時に、<u>申請者</u>が賃金額を証明する資料として、上記に該当する資料を任意に提出したことにより、当該労働者の標準報酬月額又は賃金日額が明らかである場合には、賃金額が賃金台帳等によっては確認できない期間について、当該標準報酬月額又は賃金日額を基礎として賃金額を算定した上で、平均賃金を算定して差し支えないこと。</p>
<p>5 <u>算定対象労働者等</u>への教示について 賃金台帳等使用者による支払賃金額の記録がない<u>事案</u>においては、<u>算定対象労働者等</u>に対して上記取扱いを教示し、<u>算定対象労働者等</u>が上記に該当する資料の提出を希望する場合には、<u>資料の入手方法</u>（<u>資料の請求先となる行政機関など</u>）について教示すること。</p>	<p>5 <u>申請者</u>への教示について 賃金台帳等使用者による支払賃金額の記録がない<u>申請者</u>に対しては、<u>上記取扱い</u>を教示し、<u>申請者</u>が上記に該当する資料の提出を希望する場合には、<u>資料の請求先となる行政機関など</u>について教示すること。</p>

改正後

(別紙) ※改正箇所は赤字

<別紙>

○反映される賃金の範囲

	平均賃金	標準報酬月額	賃金日額
	算定事由発生日以前3か月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除して算定 【労働基準法第12条】	毎年7月1日現に使用される事業所において同日前3か月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除した額に基づき、等級区分によって決定 【健康保険法第41条】 【厚生年金保険法第21条】	被保険者期間として計算された最後の6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して算定 【雇用保険法第17条】
臨時に支払われた賃金	含まれない	含まれない	含まれない(※)
3か月を超える期間ごとに支払われる賃金	含まれない	含まれない	含まれない(※)
通貨以外のもので支払われた賃金	一定の範囲(法令又は労働協約に定めがあるもの)に属しないものは含まれない	労働の対償として受けるものであれば含まれる	含まれる (食事、被服及び住居の利益のほか、公共職業安定所長が定めるところによる)

※失業保険法(昭和22年法律第146号)及び昭和59年7月31日以前の雇用保険法においては、賃金の総額に、臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を含めて賃金日額が算定されていた。

・表中で参照した法律の法令番号

- 健康保険法(大正11年法律第70号)
- 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- 雇用保険法(昭和49年法律第116号)

現行

(別紙) ※改正箇所は赤字

<別紙>

○反映される賃金の範囲

	平均賃金	標準報酬月額	賃金日額
	算定事由発生日以前3か月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除して算定 【労働基準法第12条】	毎年7月1日現に使用される事業所において同日前3か月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除した額に基づき、等級区分によって決定 【厚生年金保険法第21条】	被保険者期間として計算された最後の6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して算定 【雇用保険法第17条】
臨時に支払われた賃金	含まれない	含まれない	含まれない(※)
3か月を超える期間ごとに支払われる賃金	含まれない	含まれない	含まれない(※)
通貨以外のもので支払われた賃金	一定の範囲(法令又は労働協約に定めがあるもの)に属しないものは含まれない	労働の対償として受けるものであれば含まれる	含まれる (食事、被服及び住居の利益のほか、公共職業安定所長が定めるところによる)

※失業保険法(昭和22年法律第146号)及び昭和59年7月31日以前の雇用保険法においては、賃金の総額に、臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を含めて賃金日額が算定されていた。

・表中で参照した法律の法令番号

- 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- 雇用保険法(昭和49年法律第116号)